

(別紙)

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち甘味資源作物等支援事業
(さとうきび農業機械等導入支援事業)の審査基準

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する
場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律
第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機
関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性	【事業実施計画の妥当性】		
	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0

実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業実施主体は関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有しているか。 	<p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない</p>	<p>5 3 1 0</p>
公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	<p>十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない</p>	<p>5 3 1 0</p>

2 当該事業の審査基準

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	<p>【a 新たにハーベスタを導入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減 	<p>50%以上 40%以上 30%以上 20%以上 10%以上 10%未満</p>	<p>5 4 3 2 1 0</p>

【b a以外で導入する場合】 ・10a当たりの労働時間を10%以上削減	30%以上	5
	25%以上	4
	20%以上	3
	15%以上	2
	10%以上	1
	10%未満	0
・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
	8%以上	4
	6%以上	3
	4%以上	2
	1%以上	1
	1%未満	0
・生産量を5%以上増加	25%以上	5
	20%以上	4
	15%以上	3
	10%以上	2
	5%以上	1
	5%未満	0
・作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加	25%以上	5
	20%以上	4
	15%以上	3
	10%以上	2
	5%以上	1
	5%未満	0
・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加	30ポイント以上	5
	24ポイント以上	4
	18ポイント以上	3
	12ポイント以上	2
	6ポイント以上	1
	6ポイント未満	0

<p>② 地域における重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・ 受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・ 事業実施地区が「将来像が明確化された地域計画（注）」の区域内であり、かつ、事業実施主体の構成員に「将来像が明確化された地域計画」の目標地図に位置付けられている者がいるか。 ・ さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・ 雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。 ・ 事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50% 未満のままとなっているものがないか。 	<p>5つ以上満たす。</p> <p>4つ満たす。</p> <p>3つ満たす。</p> <p>2つ満たす。</p> <p>1つ満たす。</p> <p>1つも満たさない。</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
--------------------	---	--	---

（注）「将来像が明確化された地域計画」とは、次の 1 及び 2 の要件を満たすものをいう。

1 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

- （1）目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。
- （2）目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が 6 割以上であれば可とする。

2 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。
- (2) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。

3 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定による加点

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合若しくは事業終了時まで当該認定を受けることが確実な場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。

4 生産方式革新実施計画の認定による加点

農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業終了時まで当該認定を受けることが確実な場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとし、同一のポイントの申請書類が複数あった際は優先的に採択するものとする。

なお、事業終了時まで当該認定を受けることが確実な場合において、事業終了時まで計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業終了時まで計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。